

（小企業者が有しているものに限る。）は、農商工等連携支援事業に関する計画（以下「農商工等連携支援事業計画」という。）を作成し、主務大臣が定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

農商工等連携支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(農商工等連携支援事業計画の認定)
第六条 一般社団法人若しくは一般財團法

主務大臣は、前条第一項の認定に係る農商工等連携事業計画（前二項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従つて農商工等連携事業が実施されていないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。
4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（農商工等連携支援事業計画の認定）

第六条 一般社団法人若しくは一般財團法人（一

（農商工等連携事業計画の変更等）
第五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農商工等連携事業者」という。）は、当該認定に係る農商工等連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

認定農商工等連携事業者は、前項ただし書の主務省令で定める程度の変更をとることとは、星

第五条 前条第一項の認定を受け、
〔前項〕等運搬事業者との変更等

三 前項第二号及び第三号に掲げる事項が農商工等連携事業を円滑かつ確実に遂行するため、適切なものであること。

二、当該農商工等連携事業に係る新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓により、当該農商工等連携事業を実施しようとする中小企業

第八各（中）

中小企業信用保険法の特例

（昭和二十五年法律一百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）同法第三条第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」といふ。）又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、農商工等連携業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定農商工等連携事業計画に従つて実施される農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」といふ。）に必要な資金に係るもの）をいう。以下同一を受けた中小企業者に係るものについて

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第七条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農商工等連携支援事業者」という。）は、当該認定に係る農商工等連携支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

3
主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る農商工等連携支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第一号及び第三号に掲げる事項が農商工等連携支援事業を円滑かつ確実に遂行するためには適切なものであること。

二 三 一
農商工等連携支援事業の目標
農商工等連携支援事業の内容及び実施期間
農商工等連携支援事業を実施するために必

3

の連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に必要な資金（以下「農商工等連携事業資金」といいう。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」とする。

中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保険を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二意円」と債務者借入の他の併記」とは当該

二項	第三条の三 第三条の二 第三項、第借 三条の三 二項及び第 三条の四 一項	第一条、第二 三条の三 一項及び第 三条の四 第一項	第三条の二保 険農商工等連携事業関連保証に 係る保険関係の保険金額の合 計額とその他の保険関係の保 険金額の合計額とがそれぞれ 額係る保険関係の保険金額の合 計額とその他の保険関係の保 険金額の合計額とがそれぞれ 該農商工等連携事業関連保証及 びその他の保証ごとに、それ ぞれ当該借入金の額のうち 該農商工等連携事業関連保証及 びその他の保証ごとに、それ ぞれ当該借入金の額のうち
当 うち	該農商工等連携事業 関連保証及 びその他の保 証ごとに、それ ぞれ当該借入 金の額のうち	該農商工等連携事業 関連保証及 びその他の保 証ごとに、それ ぞれ当該借入 金の額のうち	該農商工等連携事業 関連保証及 びその他の保 証ごとに、それ ぞれ当該借入 金の額のうち

の次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項	第三条第一項
保 險 價 額 合 計 額 額 定 す る 農 商 工 等 連 携 事 業 關 連 保 証	中小企業者と農林漁業者との 連携による事業活動の促進に 関する法律第八条第一項に規 定する農商工等連携事業関連 保証（以下「農商工等連携事 業関連保証」という。）に係る 保険関係の保険価額の合計額 とその他の保険関係の保険価 額の合計額とがそりぞれ

業計「認定」に必
く。) 条の条に
者をに規
て、八
れ」連
規定
の連
条第
計画
れ」

であつて、当該認定農商工等連携支援事業（以下「農商工等連携支援事業」）の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条第二条第一項の中小企業者とみなしの適用について、当該認定農商工等連携支援事業の適用については、これらの規定中「借入」とあるのは、「中小企業者と農林漁業者との間の連携による事業活動の促進に関する法律第七二項に規定する認定農商工等連携支援事業に基づく事業の実施に必要な資金の借入」とする。

連携事業開闢保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
6 認定農商工等連携支援事業者へ中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除

普通保険の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の八十」とある。無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十一」とあるのは、「百分の八十一」とする。

適用については、同条第一項中「二億円」とあらわれるのは「四億円（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に必要な資金（以下「農商工等連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係について

項、第六十四条から第六十六条まで、第五十九条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条、第八十条第一項、第八十二条、第九十八条及び第一百条から第一百二条までの規定

項、第六十四条から第六十六条まで、第六十九条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十五条、第八十条第一項、第八十二条、第九十八条及び第一百条から第二百二条までの規定

(罰則に関する経過措置)

第一百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において「規定」といふ場合は、この附則の規定を指す。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日以後となる場合における経過措置)

第一百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十一条の規定 公布の日又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百二十四号)の施行の日(いすれか遅い日)

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農商工等連携事業計画に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新農商工等連携事業活動促進法」という。)第八条第一項

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律による改正後の規定の実施状況
を定期的に検討し、その結果、(検討)の結果、
農商工等連携事業活動促進法第四条第一項に規
定する農商工等連携事業計画に従つて行われる
新農商工等連携事業活動促進法第二条第四項に
規定する農商工等連携事業について適用する。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五
(施行期日) 抄
七号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条(中小企業支援法第九条の改正規定に限る。)、第九条、次条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条、第十三条及び第十七条から第二十五条までの規定 平成二十七年三月三十一日

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第九条の規定の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金であつて同法第五条第三項の認定農商工等連携事業計画に従つて小規模企業者等が設置する設備及び取得するプログラム使用権に係るものの金額については、なお從前の例による。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第七
(施行期日) 抄
七六号)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則 (平成二五年一月一一日法律第
(施行期日) 抄
九八号)

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十六年四月一一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>第十一条 この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第五十五条第一項の規定により旧海外事業資金貸付とみなされた同項に規定する海外商工等連携事業資金貸付について引き受けた海外事業資金貸付保険及びこの法律の施行前に成立したその海外事業資金貸付保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二十七年五月一七日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
---	---

<p>第二十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二十二条 附則第七条第一項の規定による新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を正に伴う経過措置)</p> <p>第二十三条 附則第七条第一項の規定による新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を正に伴う経過措置)</p>	<p>第三十二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。</p> <p>附 則 (令和三年五月二六日法律第四四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第四条及び第五条の規定並びに附則第八条及び第九条の規定 令和四年四月一日</p>
--	--

<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二六年四月一一日法律第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>第十一条 この法律の施行前に独立行政法人日本貿易保険が前条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第五十五条第一項の規定により旧海外事業資金貸付とみなされた同項に規定する海外商工等連携事業資金貸付について引き受けた海外事業資金貸付保険及びこの法律の施行前に成立したその海外事業資金貸付保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成二七年五月一七日法律第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--

<p>受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行前に旧機構が締結した債務保証契約に係る當該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「旧特例債務保証業務等」という)を行うものとする。</p> <p>この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。</p>
